



障害児者
サポートブック



令和5年4月発行



障害児者サポートブックの使い方

「障害児者サポートブック」は、障害のある方とその家族のみなさんが利用できるサービスや優遇制度などを掲載したものです。

本誌に掲載されている内容は、令和5年4月時点のものです。発行後、法改正や制度の変更などにより内容が実際と異なる場合があります。最新の情報は、各問い合わせ先までご確認ください。ホームページなどをご参照ください。

重度心身障害者(児)福祉手当

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

本町の住民基本台帳に登録された方に対し、福祉向上を図ることを目的とします。

- 対象者(毎年10月1日時点)
 - ・ **身** 1・2級
 - ・ **知** A1・A2
 - ・ **精** 1級

なお、以下のいずれかに該当する方は対象外となります。

- 1年以上継続して入院している場合があります。

それぞれ手帳の種類と等級を示しています。

- 身**: 身体障害者手帳
- 知**: 療育手帳
- 精**: 精神障害者福祉手帳

制度のタイトルです。タイトルの下には各制度の問い合わせ先が記載されています。以降に制度の詳細が記載されています。

最新の情報は、QRコードを読み取ってサポートブックのページからご確認ください。



も く じ



手帳

4

身体障害者手帳
療育手帳
精神障害者保健福祉手帳



手当・年金・助成金

7

手当など

特別障害者手当
障害児福祉手当
特別児童扶養手当
児童扶養手当
重度心身障害者(児)福祉手当
自動車事故対策機構による介護料支給
心身障害者扶養共済制度

年金

障害基礎年金(国民年金)
障害厚生年金(厚生年金)

貸付

福祉資金貸付制度

助成金

障害児通所施設遠距離通所補助金制度
障害者施設通所交通費助成金交付制度
更生訓練費給付事業



減免・割引

12

税金

自動車税など
所得税・住民税の所得控除
相続における障害者税額控除
個人事業税の非課税

割引

NHK 放送受信料の免除
有料道路交通料金の割引
福祉タクシー券
交通機関の割引
温泉入浴料金の割引

携帯電話基本使用料等の割引
県立施設使用料減免制度
点字郵便物等の無料扱い
聴覚障害者用ゆうパック
青い鳥郵便はがき無償配布



用具の給付

18

補装具
日常生活用具
難聴児補聴器購入の助成
重度身体障害者住宅改修費助成
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
自動車改造費助成
自動車操作訓練費助成
福祉用品貸出事業
福祉機器貸出事業



福祉サービス

22

サービスの種類
有田圏域サービス提供事業所



発達が気になる 子どもの支援

30

サービスの種類
負担軽減措置
児童発達支援
放課後等デイサービス
サービス利用までの流れ
利用者負担



医療

36

自立支援医療(精神通院・更生医療・育成医療)
重度心身障害児(者)医療費助成制度
後期高齢者医療制度(障害認定)



就労の安定のために 38

相談窓口

有田川町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針
有田圏域就労継続支援事業所(A型・B型)



暮らしを便利に 40

駐車区画利用証

駐車禁止除外指定車標章

ヘルプマーク

手話通訳者・要約筆記者派遣

電話リレーサービス

町営住宅入居

県営住宅入居

災害時要配慮者制度

ろう者安否確認メール

一人暮らし老人等あんしんシステム(緊急通報)

NET119・メール・FAX 緊急通報制度

防災行政無線戸別受信機(文字表示装置付)の貸与
郵便等による不在者投票

成年後見制度

法人後見制度



相談機関 44

相談窓口

やすらぎ福祉課

健康推進課

家庭支援総合センター

地域包括支援センター

子育て支援センター

教育委員会

民生委員・児童委員

相談室「ブルーム」

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

身体障害者相談員・知的障害者相談員

有田川町障害者虐待防止センター

権利擁護センターありだかわ

有田圏域基幹相談支援センターあねっと

委託相談支援事業所

指定特定相談事業所・障害児相談事業所



その他 48

団体

講習会

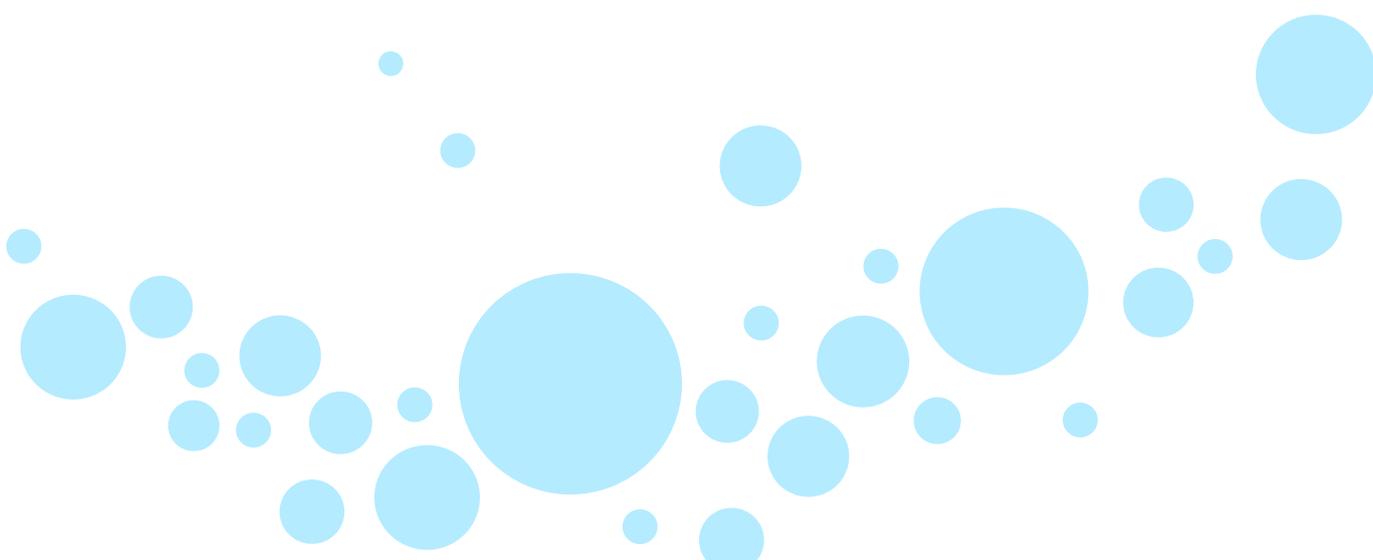
法令

催し

施設など

障害に関するマーク

身体障害者障害程度等級表





身体障害者手帳

身体障害者手帳の交付を受けた方は、身体障害者福祉法などに基づくさまざまな援護の措置が受けられます。

● 認定される障害

現在、認定される障害は以下の 5 種類です。

- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚または平衡機能障害
- ・ 音声・言語またはそしゃく機能障害
- ・ 肢体不自由(上肢・下肢・体幹機能障害等)
- ・ 内部障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫・肝臓)

● 障害の程度

1 級から 6 級までの 6 段階の等級で認定されます。

一部 7 級までありますが、7 級の障害は、もうひとつの障害と重複する場合にのみ交付されます。

● 申請方法

申請書のほか、次の必要書類を添えて、上記受付窓口へ申請してください。なお、身体に障害のある 15 歳未満の児童に係る申請は、保護者が代わって申請してください。

- 診断書(所定の診断書で指定医師の作成したもの)
- 認印
- 顔写真 1 枚(正面、脱帽、サイズ縦 3 cm×横 2.5 cm)

● 交付後の手続き

次の事由が生じたときは、必要書類を添えて届け出てください。

	身体障害者手帳	認印	顔写真	診断書
再認定	○	○	○	○
居住地・氏名の変更	○	○	-	-
障害程度の変更	○	○	○	○
手帳の紛失・破損	○(破損のみ)	○	○	-
手帳の交付を受けた人の死亡	○	○(届出人の認印)	-	-

※再認定の場合は、判定時期のおおむね 2 か月前に和歌山県子ども・女性・障害者相談センターより更新案内が届きます。判定時期を過ぎると、諸制度を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

療育手帳

療育手帳は、和歌山県子ども・女性・障害者相談センターで知的障害者(児)と判定された方に交付されます。知的障害者(児)が一貫した療育・援助を受け、さまざまな福祉施策を受けることを目的としています。

● 障害の程度

A1	最重度
A2	重度
B1	中度
B2	軽度

※自治体によって療育手帳の区分が異なる場合がありますのでご注意ください。

● 申請方法

申請書のほか、次の必要書類を添えて、受付窓口へ申請してください。申請の後、和歌山県子ども・女性・障害者相談センターで障害程度の判定を受けます。

- 診断書(18歳未満)または相談調査票(18歳以上)
- 認印
- 顔写真1枚(正面、脱帽、サイズ縦3cm×横2.5cm)

● 交付後の手続き

次の事由が生じたときは、必要書類を添えて届け出てください。

	療育手帳	認印	顔写真
再認定	○	○	○
本人または保護者の居住地・氏名の変更	○	○	-
手帳の紛失・破損	○(破損のみ)	○	○
手帳の交付を受けた人の死亡	○	○(届出人の認印)	-

※再認定の場合は、判定時期のおおむね2か月前に和歌山県子ども・女性・障害者相談センターより更新案内が届きます。判定時期を過ぎると、諸制度を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のある方の社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

● 対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方を対象とするもので、統合失調症・うつ病やそううつ病(気分障害)・てんかん・薬物依存症・高次脳機能障害・発達障害、その他精神疾患が対象となります。

※知的障害があり、上記の精神障害がない方は、療育手帳制度があるため対象となりません。

● 障害の程度

精神障害の程度に応じて1級から3級までの3段階です。

● 申請方法

申請書のほか、次の必要書類を添えて、受付窓口へ申請してください。

顔写真1枚(正面、脱帽、サイズ縦4cm×横3cm) ※手帳に貼付しない場合は不要

認印

次のうちいずれか

- ・ 診断書(精神障害者保健福祉手帳用) ※申請日から3か月以上前に作成されたものは無効
- ・ 精神障害を支給事由とする障害年金を受けている場合、障害年金証書または支払通知書の写し、もしくは年金振込通知書

● 交付後の手続き

次の事由が生じたときは必要書類を添えて届け出てください。

	精神障害者 保健福祉手帳	認印	顔写真	診断書等
更新	-	○	○	○
居住地・氏名の変更	○	○	-	-
障害程度の変更	○	○	○	○
手帳の紛失・破損	○(破損のみ)	○	○	-
手帳の交付を受けた人の死亡	○	○(届出人の認印)	-	-

※有効期限は2年間です。更新の場合は、有効期限の3か月前から手続きができます。

※更新案内はありません。有効期限を過ぎると、諸制度を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。



手当・年金・助成金



特別障害者手当

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

● 対象者

20 歳以上の在宅の方で、身体および知的または精神の重度障害が重複している、もしくはそれに準ずる障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方。

なお、以下のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ・ 本人、配偶者および扶養義務者の所得が一定額以上の場合
- ・ 施設に入所している、または病院などに 3 か月以上継続して入院している場合

● 手当額(令和 5 年 4 月時点)

月額 27,980 円

※1 年間に 4 回(2・5・8・11 月)和歌山県から支給されます。

障害児福祉手当

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

● 対象者

20 歳未満の在宅の方で、**身**1・2級(一部)、**知**A1・A2(一部)に準ずる障害のあり、日常生活において常時介護を必要とする重度の障害児。

なお、以下のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ・ 本人、配偶者および扶養義務者の所得が一定額以上の場合
- ・ 施設に入所している場合

● 手当額(令和 5 年 4 月時点) ※1 年間に 4 回(2・5・8・11 月)和歌山県から支給されます。

月額 15,220 円

特別児童扶養手当

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

● 対象者

20 歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父母または父母に代わって児童を養育している方。

なお、以下のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ・ 本人、配偶者および扶養義務者の所得が一定額以上の場合
- ・ 児童が施設に入所している場合(通園施設は除く)
- ・ 支給対象児童が障害を事由とする公的年金を受けられることができる場合

● 手当額(令和 5 年 4 月時点) ※1 年間に 3 回(4・8・12 月)和歌山県から支給されます。

月額 53,700 円(1 級)、35,760 円(2 級)

児童扶養手当

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のために手当を給付し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。離婚などにより、ひとり親となった家庭の親、父母に代わってその児童を扶養している方、もしくは父母が一定の障害のある家庭の親に対し給付されます。

● 対象者

支給対象の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で一定の障害のある者)を監護している母、監護しかつ生計を同じくしている父、または父母に代わってその児童を養育している方。

なお、以下のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ・ 対象となる児童や手当を受ける母、父または養育者が老齢福祉年金以外の公的年金や遺族補償を手当額以上に受けることができる場合
- ・ 手当を受ける母、父または扶養義務者の所得が一定限度額以上ある場合

● 手当額 (令和5年4月時点)

※1年間に6回(1・3・5・7・9・11月に2か月分)和歌山県から支給されます。

	第1子	第2子	第3子以降
全部支給	月額 44,140 円	月額 10,420 円加算	月額 6,250 円加算
一部支給	月額 10,410 円 ~44,130 円	月額 5,210 円 ~10,410 円	月額 3,130 円 ~6,240 円

重度心身障害者(児)福祉手当

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

本町の住民基本台帳に登録されており、在宅で身体・知的または精神に重度の障害がある方に対し、福祉向上を図ることを目的として支給される手当です。

● 対象者(毎年10月1日時点)

- ・ **身** 1・2 級
- ・ **知** A1・A2
- ・ **精** 1 級

なお、以下のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ・ 施設に入所している、または病院等に3か月以上継続して入院している場合

● 手当額 ※1年間に1回(12月下旬から順次)有田川町から支給します。

年額 10,000 円





自動車事故対策機構による介護料支給

問：独立行政法人自動車事故対策機構（和歌山支所） 073-431-7337(TEL)

自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障害があるため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)」から介護料が支給されます。

● 支給額(月額)

認定種別	支給額(月額)
特Ⅰ種	85,310 円～211,530 円
Ⅰ種	72,990 円～166,950 円
Ⅱ種	36,500 円～83,480 円

○ 対象となる費用

- ・ 訪問介護など在宅介護サービス
- ・ 介護用品の購入(修理も含む)
- ・ 消耗品の購入

● 支給の制限

以下のうちいずれかに該当する場合は支給できません。

- ・ NASVA 療護施設に入院した
- ・ 他法令に基づく施設に入所または介護料相当の給付をうけた
- ・ 主たる生計維持者の合計所得金額が年間 1,000 万円を超えた

心身障害者扶養共済制度

問：やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

障害者(児)の保護者(加入者)が死亡または重度障害者になった場合に、残された障害者(児)に終身一定額の年金を給付し、生活の安定と福祉の増進に資することを目的とした制度です。

● 対象となる障害者(年金を受け取れる方)

将来独立自活することが困難であると認められる方で、次のうちのいずれかに該当する方。

- ・ **身** 1～3 級
- ・ 知的障害者(児)
- ・ 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上記 2 つのいずれかと同程度と認められる場合

● 加入できる保護者

65 歳未満で、特別な疾病または障害がなく、生命保険に加入できる健康状態にある方。

● 年金額

月額 20,000 円(1 口加入)、40,000 円(2 口加入)

障害基礎年金(国民年金)

問:住民課(吉備) 0737-22-3271(TEL) / 0737-52-7066(FAX)

● 対象者

障害の原因となった病気・けがについて、初めて医師の診療を受けた日(初診日)が、次の期間中にあり、一定の障害の状態にある方。

- ・ 20歳前に初診がある方(本人の所得制限あり。納付要件なし)
- ・ 国民年金の被保険者期間中に初診日がある方(納付要件あり)
- ・ 65歳の誕生日の前日までに初診日がある方(納付要件あり。繰上げ請求をされていた場合、受給要件を満たさない場合があります。)

● 納付要件

初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除(猶予)期間を合わせた期間が3分の2以上であること。なお、初診日が2026年(令和8年)4月1日前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

● 給付額(令和4年4月時点)

年額 972,250円(1級)、777,800円(2級)

障害厚生年金(厚生年金)

問:和歌山西年金額事務所 お客様相談室 073-447-1660(TEL)

厚生年金の被保険者期間中に、自己または疾病によって重度の障害の状態になったときに受給できる場合があります。初診日が共済組合期間中の方は、各共済組合へお問い合わせください。

福祉資金貸付制度

問:有田川町社会福祉協議会(吉備) 0737-52-8886(TEL)

障害者手帳を所持する方の属する世帯等を対象に、資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲助長促進を図る制度です。原則、他制度が優先です。

● 貸付金 ※資金の用途に応じて貸付金額が異なります。

- ・ 生業を営む費用
- ・ 障害者自動車の購入費用
- ・ 技能習得・生計維持等の費用
- ・ 福祉用品の購入等の費用



障害児通所施設遠距離通所補助金制度

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

町内外の障害児通所施設などに通所する児童の保護者に対し、負担軽減と児童の養育の場を確保するための制度です。

● 対象者

通所距離が 4km 以上あり、施設の月の開所日数の半分以上通所している児童の保護者。ただし、送迎サービスを利用している場合は対象外です。
※世帯員全員が町税を完納している必要があります。

● 補助額

距離	補助額/月
4km 以上 6km 未満	2,500 円
6km 以上 8km 未満	3,500 円
8km 以上 10km 未満	4,500 円
10km 以上 15km 未満	6,250 円
15km 以上 20km 未満	9,000 円
20km 以上	12,000 円

障害者施設通所交通費助成金交付制度

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

在宅の障害者が就労支援事業所等に通所するために要する費用を助成する制度です。

● 対象者

通所距離が 2km 以上あり、路線バス・鉄道を利用されて通所している方。ただし、他制度により交通費の補助を受けている場合は対象外です。
※世帯員全員が町税を完納している必要があります。

● 助成額

月額上限 10,000 円。最も合理的かつ経済的な交通順路による交通費のうち、
・ 5,000 円/月以下の場合:全額
・ 5,000 円/月を超える場合:5,000 円を引いた額の半額に5,000 円を加算した額

更生訓練費給付事業

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

就労移行支援または自立訓練を利用している方を対象に、更生訓練費を支給し、社会自立促進を図ることを目的とする制度です。

● 対象者

就労移行支援または自立訓練を利用しており、負担上限月額が 0 円と認定された方。
※世帯員全員が町税を完納している必要があります。

● 対象となる経費

教材、実習経費、文房具等

● 給付額

年額上限 75,600 円



減免・割引

自動車税

問：【軽自動車税(種別割)】税務課(吉備) 0737-22-3272(TEL7821(FAX)

【自動車税・軽自動車(環境性能割)】紀中県税事務所 課税課(有田振興局内) 0737-64-1260(TEL)

在宅の身体障害者等が通院・通学・生業その他必要とするこのために使用している自動車について、その自動車に課税される自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)が申請によって減免されます。ただし、障害者本人以外の家族等が通勤・通学等のため、日常的に使用しているときには認められません。

● 対象者

- ・ 障害者本人運転の場合：次ページ別表 1 の A 欄に該当する方
- ・ 生計同一者運転の場合：次ページ別表 1 の B 欄に該当し、日常生活の資を共通している同居の親族が運転される方
- ・ 常時介護者運転の場合：次ページ別表 1 の B 欄に該当する身体障害者等のみで構成される世帯の方

● 対象となる自動車

- ・ 障害者本人名義である自動車(18 歳未満の身体障害者、重度の知的障害者、精神障害者の場合は生計同一者名義可)
- ・ 身体障害者等 1 人につき(軽自動車を含め)1 台に限定

● その他の減免

構造上、身体障害者等の利用が明らかなもの(身体障害者輸送車・車椅子移動車・入浴車等)については、別に減免制度があります。詳しくは紀中県税事務所にお問い合わせください。



自動車税等減免対象者の範囲

障害の区分		A(本人運転)	B(生計同一者運転、 または常時介護者運転)	
身体障害	視覚障害	1級～3級 4級の1(両眼の視力の和 が0.09以上0.12以下)	1級～3級 4級の1(両眼の視力の和 が0.09以上0.12以下)	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声 機能障害がある場合に限る)	-	
	上肢不自由	1級・2級	1級 2級(両上肢機能の著しい障 害、両上肢の全ての指を欠くも の)	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢	1級・2級	1級 2級(1上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く)
		下肢	1級～6級	1級～3級
	心臓機能障害	1級・3級	1級・3級	
	じん臓機能障害	1級・3級	1級・3級	
	呼吸器機能障害	1級・3級	1級・3級	
	ぼうこう機能障害	1級・3級	1級・3級	
	直腸機能障害	1級・3級	1級・3級	
	小腸機能障害	1級・3級	1級・3級	
	免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	
肝機能障害	1級～3級	1級～3級		
知的障害	A1・A2	A1・A2		
精神障害	1級	1級		



減免・割引

所得税・住民税の所得控除

問：税務課(吉備) 0737-22-3272(TEL) / 0737-52-7821(FAX)



減免・割引

● 障害者控除対象者

本人、配偶者もしくは扶養親族が以下のいずれかの場合

- ・身 3～6 級
- ・知 B1・B2
- ・精 2 級・3 級

● 特別障害者控除対象者

本人、配偶者もしくは扶養親族が以下のいずれかの場合

- ・身 1 級・2 級
- ・知 A1・A2
- ・精 1 級

- 同居特別障害である扶養親族控除対象者
特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で、納税者、配偶者、生計を一にする親族のいずれかと同居を常としている方

● 所得控除額

手帳の交付を受けた年分の年末調整、または確定申告から適用されます。

	所得税	住民税
障害者控除	270,000 円	260,000 円
特別障害者控除	400,000 円	300,000 円
同居特別障害者控除	750,000 円	530,000 円

相続における障害者税額控除

問：湯浅税務署 0737-63-5351(TEL)

● 対象者(一般障害者)

- ・身 3～6 級
- ・知 B1・B2
- ・精 2・3 級

● 対象者(特別障害者)

- ・身 1・2 級
- ・知 A1・A2
- ・精 1 級

● 控除額

財産を取得してから 85 歳に達するまでの年数 1 年につき 10 万円(特別障害者については 20 万円)。

個人事業税の非課税

問：紀中県税事務所 課税課(有田振興局内) 0737-64-1260(TEL)

● 対象者

あんま、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の偉業に類する事業を行う両目の視力(矯正した場合の視力)が 0.06 以下である方。



NHK 放送受信料の免除

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

下記の「日本放送協会放送受信料免除基準」のいずれかに該当する方は、放送受信料の全額または半額が免除となります。免除にはあらかじめ手続きが必要です。

● 対象者(半額)

- ・ 視覚または聴覚障害者が契約者で世帯主である
- ・ 重度障害者(**身** 1・2 級 **知** A1・A2 **精** 1 級)が契約者で世帯主である

● 対象者(全額)

障害者手帳を所持する方が世帯員であり、町民税非課税世帯である。

有料道路通行料金の割引

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

割引資格証明を受けた手帳を提示することで、有料道路通行料金がおおむね半額になります。ETC を利用する場合は、ETC 車載器と ETC カードを登録する必要があります。また、ETC を利用する方のみ、マイナポータルを利用してのオンライン申請ができます。

● 対象者

- ・ 障害者本人運転の場合: **身**
- ・ 介護者運転の場合:第 1 種の **身** または **知**

● 対象となる自動車

- ・ 本人または介護者の所有する自動車(「4 人乗り以上」「自家用」で個人名義のもの)
 - ・ 親族や知人などの所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシーなど
- ※タクシーなど手帳取得者本人が運転をしない車両での割引は、第 1 種のみが対象です。
※カーリースの場合は、内容の分かる契約書が必要です。

福祉タクシー券

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

町内在住の重度障害者の方々に対し、社会参加と福祉向上を図ることを目的とした制度です。年間最大 24 枚を交付し、タクシー乗車基本料金相当を助成します。

● 対象者

本町の住民基本台帳に登録されており、本町で管理する手帳をお持ちの重度障害者(**身** 1・2 級 **知** A1・A2 **精** 1 級)。

● 有効期間

1 年間(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)

交通機関の割引

障害者手帳を所持している方は、JR やバスなど交通機関の利用料等が割引になります。それぞれ対象や利用方法が異なりますので、あらかじめ各事業者の確認のうえ、ご利用ください。



減免・割引

	対象		種類	割引率	備考
JR	身知	第1種 介護者 (1名)付	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	半額	
		単独	普通乗車券		片道 100km を 超える場合のみ
	第2種 12歳未満で介 護者(1名)付	定期乗車券 ※小児定期券を除く			
その他鉄道	身知精		事業者によって 異なります。	事業者によって 異なります。	対象や割引率は 事業者によって 異なります。
バス	身知精		乗車料金	半額	対象や割引率は 事業者によって 異なります。
タクシー	身知精		乗車料金	1割引	対象や割引率は 事業者によって 異なります。
航空機	身知精 ※12歳以上であること。 ※第1種の場合は、介護者 1名まで対象となります。		航空運賃(国内線) ※国際線は対象外	事業者によって 異なります。	対象や割引率は 事業者によって 異なります。
船舶	身知精		旅客運賃	半額	対象や割引率は 事業者によって 異なります。

温泉入浴料金の割引

問：商工観光課(金屋) 0737-22-4506(TEL) / 0737-32-9555(FAX)

1回券・回数券の料金が割引されます。かなや明恵峡温泉・しみず温泉にて障害者手帳を提示してください。

● 対象者 **身知精**



携帯電話基本使用料等の割引

障害者手帳を所持している方に対して、基本使用料等が半額になります。携帯電話会社によって割引率や割引内容が異なりますので、契約している携帯電話の受付窓口へお問い合わせください。

県立施設使用料減免制度

公共施設等で障害者手帳を提示すると使用料の割引を受けられます。利用前にあらかじめ確認してください。

● 対象者

身 **知** **精** ※介護者も対象となる場合があります。

点字郵便物等の無料扱い

問：郵便局

点字郵便物(点字のみを掲げた内容のもの)また盲人用録音郵便物(盲人用の録音物または点字用紙を内容とし、指定する施設から発受するもの)が無料となります。いずれも 3kg 以内のものに限ります。

聴覚障害者用ゆうパック

問：郵便局

指定施設と聴覚障害者との間でビデオテープ、その他の録音物の貸出または返却のために発受する場合の運賃が割引となります。

青い鳥郵便はがき無償配布

問：郵便局

受付期間内にお近くの郵便局に申し出ると、「普通郵便はがき(1人につき20枚)」を無償で配布されます。受付期間は郵便局でご確認ください。

● 対象者

身 1・2級 **知** A1・A2



用具の給付

補装具

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

身体上の障害を補うための補装具の購入および修理にかかる費用を給付します。

● 対象者

身 (希望する補装具の種類によって対象となる障害種別が異なります。)

※世帯構成員の町民税所得割が 46 万円以下の方に限ります。

● 自己負担

原則 1 割負担。対象者が非課税世帯である場合は自己負担がありません。なお、補装具ごとに定められている基準額を超える場合には、自己負担が発生します。

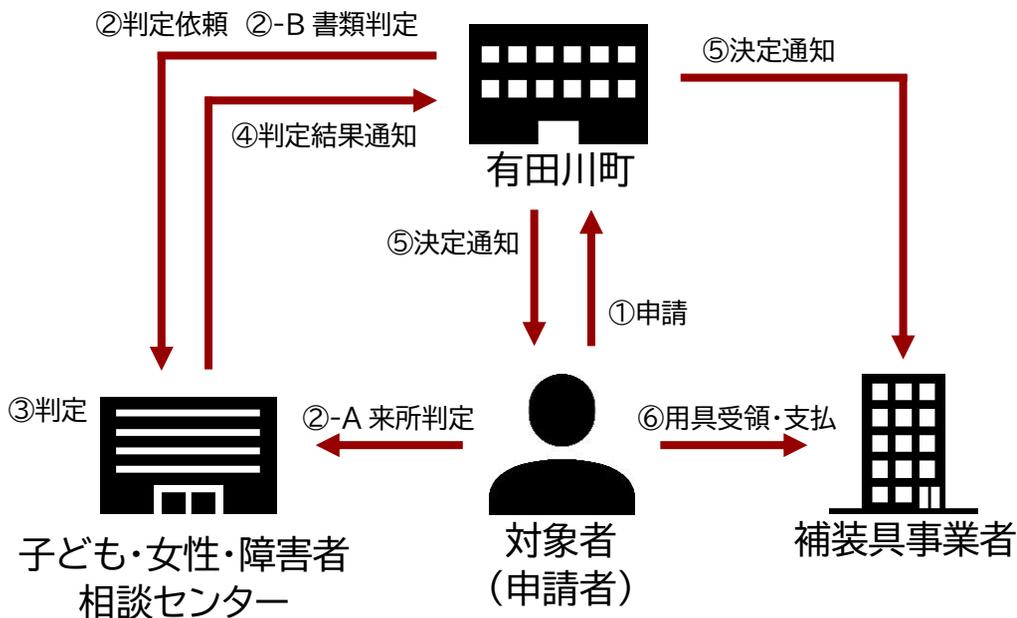
● 支給される補装具の例

肢体不自由	義手、義足、装具、座位保持装置、 <u>車椅子</u> 、 <u>電動車椅子</u> 、 <u>歩行器</u> 、 <u>歩行補助杖</u>
視覚障害	白杖、義眼、眼鏡など
聴覚障害	補聴器
その他	意思伝達装置

※車椅子(レディメイド)、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖については、介護保険制度が優先となります。

● 手続き

あらかじめ申請が必要となり、事前に購入されたものは対象外となります。子ども・女性・障害者相談センターが判定を行い、その結果をもとに有田川町が支給決定します。



用具の給付

日常生活用具

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

在宅の障害者(児)に対して日常生活上の困難を改善するために日常生活用具を給付します。

● 対象者

身(希望する用具の種類によって対象となる障害種別が異なります。)

※世帯構成員の町民税所得割が 46 万円以下の方に限ります。

● 自己負担

原則 1 割負担。スーマ装具の給付および対象者が非課税世帯である場合は自己負担がありません。なお、用具ごとに定められている基準額を超える場合には、自己負担が発生します。

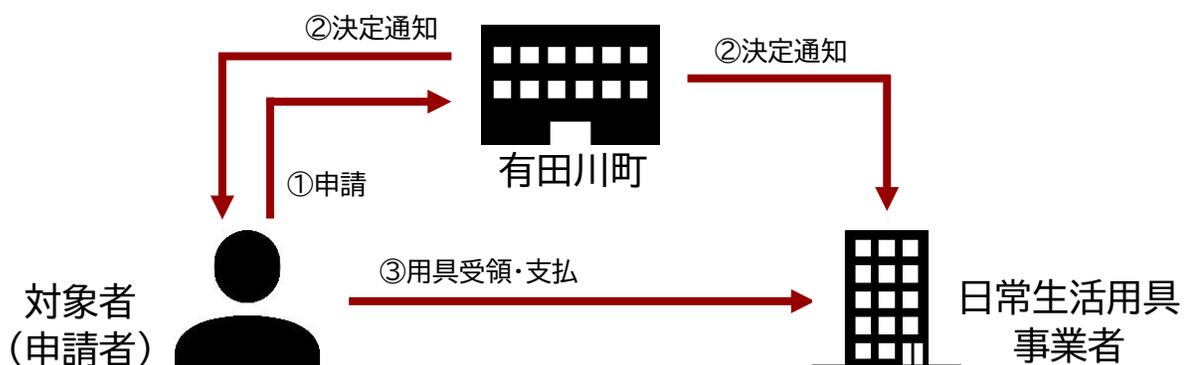
● 支給される用具の例

下肢・体幹機能障害	特殊寝台、特殊マット、エアマット、特殊便器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす(児のみ)、訓練用ベッド(児のみ)、入浴補助用具、便器、一本杖、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、携帯用会話補助装置、住宅改修
上肢障害	特殊便器、情報・通信支援用具
視覚障害	電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、体温計(音声式)、体重計(音声式)、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、ポータブルレコーダー、活字文書読み上げ装置、拡大読書器、時計(触読・音声式)、点字図書
聴覚障害	屋内信号装置、点字ディスプレイ、通信装置、情報受信装置
言語障害	携帯用会話補助装置、通信装置、人工喉頭
内部障害	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引機、酸素ボンベ運搬車、パルスオキシメーター、スーマ装具(尿路系・消化器系)、紙おむつ、収尿器
その他	火災警報機、自動消火器

※特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト、住宅改修、紙おむつについては、介護保険制度が優先となります。

● 手続き

あらかじめ申請が必要となり、事前に購入されたものは対象外となります。



用具の給付

難聴児補聴器購入の助成

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

身体障害者手帳交付の対象外となっている軽度・中度難聴児の補聴器の購入および修理費用を助成します。

● 対象者

以下の全てに該当する方が対象となります。

- ・ 本町に住所を有する 18 歳未満の方
 - ・ 両耳の聴力が 30dB 以上 70dB 未満で、身体障害者手帳交付の対象とならない方
- ※世帯構成員の町民税所得割が 46 万円以下の方に限ります。

● 助成額

購入または修理にかかる費用の 2/3 を助成します。非課税世帯の場合は、全額助成となります。

重度身体障害者住宅改修費助成

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

在宅介助を要する重度身体障害者が安心して生活できるように住宅改修費を助成します。

● 対象者

町内に居住する身体障害者で、以下のいずれかに該当する方

- ・ **身** 1・2 級(肢体不自由・視覚障害)で、在宅で介助を必要とする方
- ・ **身** (じん臓機能障害)で、在宅血液透析を行うための機器を設置する方

※世帯員全員が町税を完納している必要があります。

※世帯構成員の町民税所得割が 46 万円以下の方に限ります。

● 助成額

上限 600,000 円

※介護保険または日常生活用具による住宅改修費対象経費(上限 20 万円)を控除します。

※非課税世帯の場合は 3/4、課税世帯の場合は 1/2 を乗じた額となります。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

小児慢性特定疾病にかかっている児童の日常生活上の困難を改善するために用具を給付します。

● 対象者

町内に居住する小児慢性特定疾病児童で、他制度の対象とならない方。

● 費用

扶養義務者の収入に応じて、費用の一部の負担が発生します。





自動車改造費助成

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

就労等に伴い、自動車を取得する場合に、その自動車の改造に必要な経費を助成します。

● 対象者

- ・ **身** 1・2 級(上肢・下肢・体幹機能障害)で、本人が所有し運転する自動車のハンドルやアクセルを改造する必要がある方
- ・ 世帯員全員が町税を完納している

※本人、配偶者および扶養義務者の所得により助成が制限される場合があります。

※事故等による廃車の場合を除き、前回の助成から6年以上経過していない場合は対象外です。

● 助成額

上限 100,000 円

自動車操作訓練費助成

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

身体障害者が就労などの社会参加に伴い、自動車運転免許を取得する場合に、取得に要する費用の一部を助成します。

● 対象者

- ・ **身** 1～4 級で、自動車運転免許を取得することにより就労が見込まれるなど社会参加に効果があると認められる方
- ・ 世帯員全員が町税を完納している

● 助成額

上限 100,000 円(自動車運転免許取得に要した費用の 2/3 以内)

福祉用品貸出事業

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

町内に在住する方などが活動される際に必要な用品を無償で貸し出します。利用には事前に申請が必要です。

● 貸出物

- ・ ヒアリンググループ 1 式
- ・ ボッチャ用品 1 式
- ・ モルック用品 1 式

ヒアリンググループ：講演会や会議など、雑音が多い場所でもマイクなどの音声を直接補聴器や受信機に伝え、クリアな音声を聞き取ることができる機器です。

ボッチャ：障害者スポーツの一種で、目標となるボールに近くなるようボールを投げて近づけるスポーツです。

モルック：木の棒を投げて数字の書かれた木の棒を倒し点数をとるゲームで、ユニバーサルスポーツとして注目されています。

福祉機器貸出事業

問:有田川町社会福祉協議会 0737-52-8886(TEL)

在宅生活で身体の不自由な方を対象に、車椅子や介護ベッド、松葉杖などの貸出を行います。※原則、他制度が優先となります。



ご自宅で訪問サービスを受ける「居宅介護(ホームヘルプ)」や、施設へ通いサービスを受ける「生活介護(デイサービス)」、施設を住まいの場としてサービスを受ける「施設入所支援」などの福祉サービスがあり、必要なサービスを組み合わせ利用できます。

● 対象者

身体障害・知的障害・精神障害のある方、難病患者

※手帳を取得していない方でもサービスを受けられる場合があります。

● サービスの種類

○ 家にいるとき

ホームヘルプ (居宅介護)	自宅で入浴・排泄・食事などの手助けや、部屋の掃除・洗濯などを行います。また、通院時の付き添いもします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴・排泄・食事などの手助けをします。また、外出時の移動の支援もします。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性が非常に高い方を対象に、居宅介護などの複数の障害福祉サービスを組み合わせ支援します。
訪問入浴	肢体不自由1級かつ、両上肢および両下肢に障害がある方の自宅を訪問し、浴槽を提供し入浴の手助けを行います。

○ 出かけるとき

同行援護	視覚障害があり、1人での移動が難しい方に、外出時に同行して移動を支援します。また、外出先での代筆や代読もします。
行動援護	知的障害や精神障害があり、1人での行動が難しい方に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出時の移動を支援します。
移動支援	単独では外出困難な障害者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動や社会参加のため、外出時の移動を支援します。

○ 休みたい・泊まりたいとき

ショートステイ (短期入所)	自宅で介護している家族などが病気になったときに、短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。
日中一時支援	障害者等の家族の就労支援および一時的な休息のために障害者等の日中における活動の場を提供します。

○ 通う・働くところ

デイサービス (生活介護)	常に介護が必要な方に、日中に施設で入浴・排泄・食事などの手助けをします。また、物を作りだす創作的・生産的活動も行います。
自立訓練 (機能・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間身体機能や生活機能を向上させるための訓練をします。





就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などで働くことが難しい方に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、契約を結ばないB型があります。
就労移行支援	一般企業などで働くことを希望する方に、一定期間必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。
地域活動支援 センター	障害者等が通うことにより、地域の実情に応じた創作的活動または生活活動の機会を提供し、障害者等の地域活動支援の促進を図ります。

○ 一人暮らしや仕事のアドバイスが欲しいとき

自立生活援助	施設を利用していた障害のある方が地域で一人暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある方が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により相談や指導などの必要な支援をします。
地域移行支援	一般企業などで働くことを希望する方に、一定期間必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。
地域定着支援	一人で生活する方に常時の連絡体制を整え、障害の特性により生じた緊急時の相談などを支援します。

○ 暮らすところ

施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している方に入浴・排泄・食事などの手助けをします。
療養介護	医療が必要で常に介護も必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護等の日常生活の支援などをします。
グループホーム (共同生活援助)	地域で共同生活をしている方に、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴・排泄・食事などで介護が必要な方には介護サービスも行います。
地域生活支援 拠点事業	緊急または一時的な宿泊や、地域での一人暮らしに向けた体験宿泊を提供するための居室を確保する支援などをします。

※介護保険の対象で、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスの利用が優先されます。

● 有田圏域サービス提供事業所

事業所によって提供するサービスの内容が異なります。利用の際はあらかじめ事業所に確認のうえ、ご利用ください。

事業所名	所在地	電話番号
有田川町社会福祉協議会	有田川町角 75	32-5755
	有田川町二川 820-1	23-0838
ニチイケアセンター有田南	有田川町天満 171-1 サンフォルテ宮井 2-3 号	53-3853
ホームヘルプサービスあゆむ	有田川町天満 306 ルーチェソラーレⅢ101	23-7228
まごころランド	有田川町上中島 859-1	52-6789
わかばの郷	有田川町西丹生 125-1	52-4888
あんしん有限会社	有田市初島町里 1349-3	83-1856
ニチイケアセンター有田	有田市新堂 49-3	85-2645
訪問介護田鶴苑	有田市宮崎町 911	82-6644
ゆりのき苑訪問介護	有田市宮崎町 456-1	85-2622
サザンクロスありだ	有田市野 699	83-0567
株式会社介護タクシーヨシダ	有田市辻堂 408-15	83-6074
それいゆ	有田市新堂 97-1	82-0005
介護ステーション太陽	有田市宮原町新町 489	88-5121
ヘルパーステーション心愛	有田市辻堂 471-1	20-1948
湯浅町社会福祉協議会	湯浅町栖原 126	63-5175
ヘルパーステーションゆあさ	湯浅町栖原 95	62-3900
サンライズケア広川	広川町広 552-4	62-2111
おもと園	有田川町長谷川 321-1	32-2370
生活介護事業所しゅり	有田川町修理川 694-1	32-3855
寿楽園	有田川町小川	32-3221
ひまわり作業所	有田市初島町浜字砂浜 1756-1	83-2298
湯浅町社会福祉協議会	湯浅町栖原 126	63-5175
つくし共同作業所	湯浅町栖原 187-1	64-1866
多機能型事業所夢おれんじ	湯浅町栖原 1058-1	63-6551
かぐのみ苑湯浅	湯浅町湯浅 2032-1	65-3636



居宅 介護	重度訪問 介護	同行 援護	行動 援護	就労 移行	生活 介護	自立 訓練	備考
○	○						
○	○						
○	○						
○	○	○	○		○		
○	○						
○	○	○					
○	○	○					
○	○						
○	○						
○	○						
○							
○	○						
○							
○	○	○	○				
○	○						
○	○						
○	○						
					○		
					○		
					○		身体障害のある方のみ
					○	○	
					○		
					○		
					○		
					○		身体障害のある方のみ





事業所名	所在地	電話番号
有田川町社会福祉協議会	有田川町角 75	32-5755
	有田川町二川 820-1	23-0838
おもと園	有田川町長谷川 321-1	32-2370
カラフルビーンズ	有田川町長田 288	080-4015-7694
カラフルランチ	有田川町上中島 16-1	22-4566
広域有田わかばの郷	有田川町西丹生 125-1	52-4888
こどもコミュニティルームたいよう	有田川町垣倉 259	53-1128
ふれあい作業所	有田川町徳田 1417	22-7117
ホームヘルプサービスあゆむ	有田川町天満 306 ルーチェソラーレⅢ101	23-7228
ヘルパーステーションまごころランド	有田川町上中島 859-1	85-6789
有田ひまわり福祉会	有田市初島町浜字砂浜1756-1	83-2298
介護ステーション太陽	有田市宮原町新町 489	88-5121
介護タクシーヨシダ	有田市辻堂 408-15	83-6074
ヘルパーステーション心愛	有田市辻堂 471-1	20-1948
つくしんぼショート	湯浅町栖原 187-1	64-1866
学童クラブそよ風	湯浅町山田 26	63-5544
放課後等デイサービスポッポ	広川町山本 1521-4	080-1467-4975
やまびこ作業所	有田川町清水 357-1	25-1279
AOAQUA	有田市箕島 22-1	83-5833

短期入所施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 寿楽園	有田川町小川 992	32-3221
特別養護老人ホーム 田鶴苑	有田市宮崎町 911	82-6644
特別養護老人ホーム かぐのみ 苑湯浅	有田川町天満 306 ルーチェソラーレⅢ101	23-7228
あっぷるホーム	有田川町庄 801-3	64-1866
すまいるホーム	有田川町庄 801-4	
第2きびホーム	有田川町庄字川原田 280-1	22-3722
グループホーム あおい	有田市初島町浜字砂浜1756-1	83-2298

日中一時 支援	移動 支援	訪問 入浴	区分		地域活動 支援センター	地域生活支援 拠点事業	備考
			者	児			
○	○	○	○	○			
○			○	○		○	
○				○			
○				○			
	○		○	○			
○				○			
○			○	○			
	○		○	○			
○	○		○	○		○	
○			○	○			
	○		○				
	○		○	○			
	○		○	○			
○			○	○			
○			○	○			
○				○			
					○		
					○		



設置主体	備考
一恵会	介護と併設型
守皓会	介護と併設型
平成福祉会	介護と併設型
有田つくし福祉会	
和歌山県福祉事業団	
有田ひまわり福祉会	



共同生活住居名	所在地	電話番号
あっぷるホーム	有田川町庄 801-3	64-1866
すまいるホーム	有田川町庄 801-4	
おもと第1 オレンジホーム	有田川町長谷川 401-1	32-2370
おもと第2 オレンジホーム		
おもと第3 オレンジホーム	有田川町徳田 814-9	
おもと第4 オレンジホーム		
おもと第5 オレンジホーム	有田川町長谷川 400	
NPO 法人グリーンスペース	有田川町徳田 95-3	52-8039
ホーム水尻	有田川町水尻 1187-5	52-8560
ありだっこホーム	有田川町熊井 1-2 マ・メゾン吉備	22-3722
ゆあさホーム	湯浅町湯浅 1396-10 アーバン湯浅	
第2 にこにこホーム	湯浅町湯浅 2061-2 プリシエール湯浅	
すはらホーム	湯浅町栖原 151-8 AZUR	
きびホーム	有田川町庄字川原田 280-1	
第2 きびホーム		
アットホームあゆむ	有田市辻堂 730-2	22-7088
GH あが家	有田川町徳田 1576-3 ハイツリパティ	22-7117
グループホーム あおい	有田市初島町砂字砂浜 1756-1	83-2298

※有田圏域就労継続支援事業所(A型・B型)はP.39をご参照ください。

※指定特定相談事業所・障害児相談事業所はP.47をご参照ください。

設置主体	備考
有田つくし福祉会	
おもと会	
NPO グリーンスペース	
きびコスモス会	
和歌山県福祉事業団 (グループホームしゅり)	
(株)日進月歩	
NPO ふれあい	
有田ひまわり福祉会	





発達が気になる子どもの支援

児童福祉法によるサービス

日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援するサービスです。

● 対象者

発達が気になる子ども(原則、高等学校を卒業する年の3月31日まで)

● サービスの種類

児童発達支援	発達が気になる未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。
医療型 児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援に併せ、上肢・下肢および体幹機能に障害のある児童に必要とされる治療を行います。
保育所等 訪問支援	保育所などに通う発達が気になる児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。
放課後等 デイサービス	就学中の障害のある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
福祉型・医療型 障害児入所支援	障害のある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識や技能を身に着けるための支援を行います。

● 発達支援に関わる他の制度

- 障害児福祉手当 [P.7 参照]
- 特別児童扶養手当 [P.7 参照]
- 障害児通所施設遠距離通所補助金制度 [P.11 参照]

町内外の障害児通所施設に通所する児童の保護者に対し、その負担の軽減と児童の療育の場の確保のため、補助金を支給する制度です。



発達が気になる子どもの支援

● 負担軽減措置

○ 3～5歳児の無償化

児童発達支援などを利用する方の利用者負担(月額)が無料になります。無償化に必要な手続きはありません。※医療費や食費などの実費負担しているものは無料になりません。

● 無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

○ 多子軽減措置

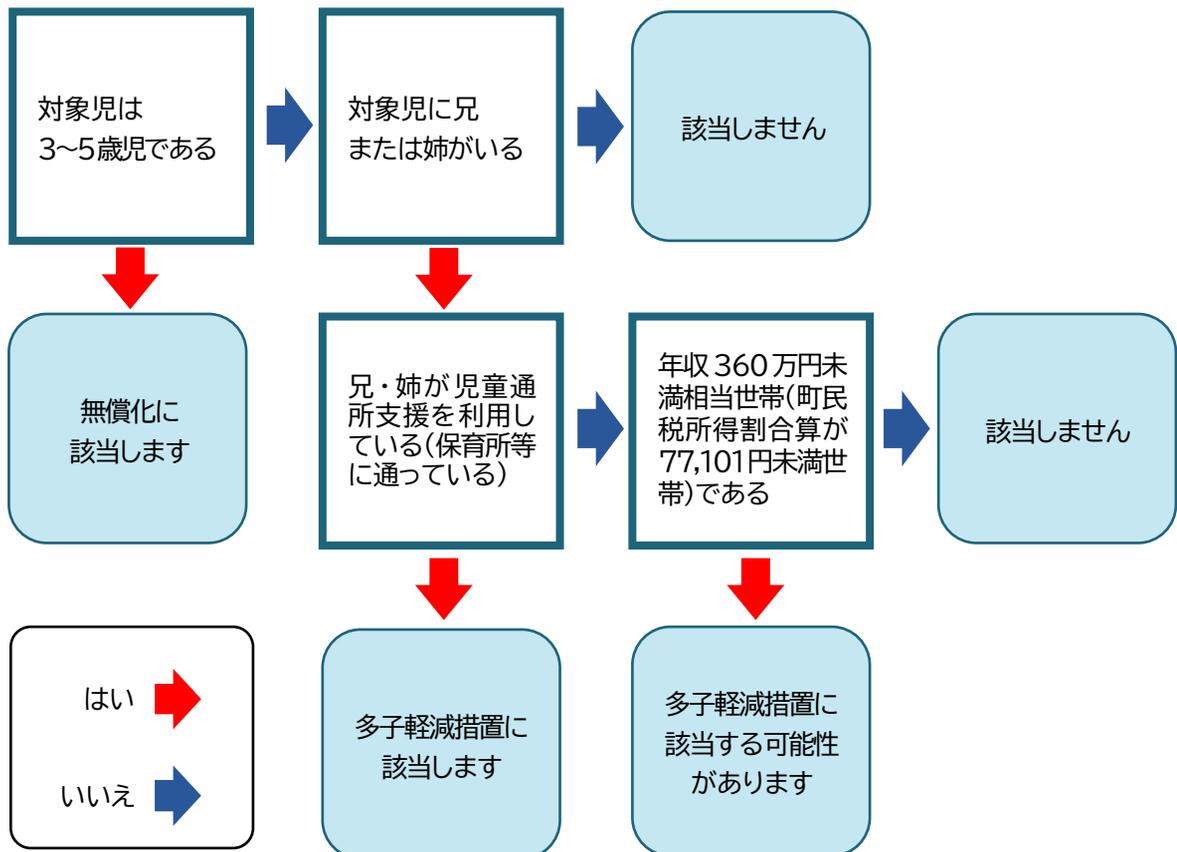
第2子以降の未就学児童にかかる障害児通所支援の利用者負担を軽減する制度です。

対象児童	利用者負担
第2子	障害児通所支援にかかるサービス費用の5/100
第3子以降	無償

※第2子以降の未就学児童の保護者で、自己負担がある場合は、「紀州っ子いっぱいサポート事業」を利用できる場合があります。

詳細は、こども教育課(金屋・0737-22-4512)まで。

○ 軽減措置フローチャート



● 児童発達支援

日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を目的とする施設です。

施設名	所在地	連絡先
おひさま園	有田川町奥 104-1	23-7739 23-7673(FAX)
なのはな園	有田川町庄 32-4	23-8555 23-8556(FAX)
児童発達支援センターさくらんぼ園	有田市山地字中ノ瀬 18	23-8251 23-8252(FAX)
通所施設「にじ」	有田市初島町浜字砂浜 1756-1	83-2298 82-1998(FAX)
多機能型事業所 夢おれんじ	湯浅町栖原 1058-1	63-6551 63-6552(FAX)
こどもコミュニティルーム たいよう	有田川町垣倉字平野 259	53-1128 53-1129(FAX)



発達が気になる子どもの支援

MEMO

● 放課後等デイサービス

学校に就学している障害児につき、授業の終了後などに児童発達支援センターなどに通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を支援します。

事業所名	所在地	連絡先
カラフルビーンズ	有田川町長田 288	080-4015-7694 20-1050(FAX)
カラフルランチ	有田川町上中島 16-1	22-4566(FAX兼用)
こどもコミュニティルーム たいよう	有田川町垣倉字平野 259	53-1128 53-1129(FAX)
まごころランド	有田川町上中島 859-1	52-6789 53-3008(FAX)
通所施設「にじ」	有田市初島町浜字砂浜 1759-1	83-2298 82-1998(FAX)
放課後等デイサービス 小麦畑	有田市箕島 123	22-3306 22-3306(FAX)
放課後等デイサービス ポッポ	広川町広 369	080-1467-4975
学童クラブそよ風	湯浅町山田岩ノ谷 26-2	63-5698 63-5554(FAX)
学童クラブそよ風 2	湯浅町青木 938-1	23-8181(FAX 兼用)
学童クラブそよ風 3	有田川町植野 256-1	63-5698 63-5554(FAX)
多機能型事業所 夢おれんじ	湯浅町栖原 1058-1	63-6551 63-6552(FAX)



● サービス利用までの流れ

以下の手順でサービスの利用ができます。サービスの利用を始めるにあたり申請が必要ですので、やすらぎ福祉課または相談支援事業所などにご相談ください。



相談支援事業所はP.47をご参照ください。

● 必要なもの

- 申請書(窓口にあります)
- 障害者手帳
- 印鑑(認め印可)

必要な書類は、利用するサービスなどによって異なりますので、窓口へご相談ください。

相談支援事業所を決め、作成を依頼します。

本人や家族から生活などの状況について聞き取り調査を行います。

介護給付を利用する場合は、調査結果や主治医意見書をもとに認定審査会でどのくらい支援が必要か審査し、障害支援区分を認定します。

給付検討委員会で審査します。

プランや区分に基づいて、受給者証や決定通知書を発行します。

サービスを提供する事業者と契約して利用開始します。



福祉サービス
発達が気になる子どもの支援

● 利用者負担

原則、利用料の1割。そのほか、食費や光熱水道費は実費負担いただくことがあります。
負担額は世帯の収入状況に応じて上限(月額)が以下のとおり定められています。

区分	世帯の収入状況		上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	町民税非課税世帯		
一般1	町民税課税世帯(所得割16万円未満) ※障害児・入所施設利用者(20歳未満)は所得割28万円未満 ※入所施設利用者(20歳以上)およびグループホーム利用者を除く	18歳未満	4,600円
		18歳以上	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

○ 収入状況を判断する世帯の範囲

利用者の年齢によって収入を判断する世帯の範囲が以下のとおり異なります。

種別	世帯の範囲
18歳以上 ※入所施設利用者(18~19歳)を除く	障害のある人とその配偶者
18歳未満 ※入所施設利用者(18~19歳)を含む	保護者の属する住民票での世帯



福祉サービス
発達に気になる子どもの支援



自立支援医療(精神通院)

指定の医療機関において、統合失調症、精神作用物質による急性中毒、てんかんなどその他の精神疾患で通院医療を受けた場合、公費による医療を受けることができる制度です。

● 自己負担

原則 1 割。本人および本人と同じ健康保険に加入している方の所得に応じて月額自己負担上限額が決まります。

● 更新申請

1年に1度更新の手続きが必要です(有効期間終了日の3か月前から申請可能)。また、2年に1度、診断書の提出が必要となります。診断書は、精神保健福祉手帳を同時申請される場合のみ手帳用の診断書をもって精神通院用の診断書を省略することができます。

自立支援医療(更生医療)

障害程度を軽減する手術等の医療を必要とするとき、指定医療機関で公費による医療を受けることができる制度です。

● 対象者

18歳以上で **身** の交付を受けている方

● 自己負担

原則 1 割。本人および本人と同じ健康保険に加入している方の所得に応じて月額自己負担上限額が決まります。

自立支援医療(育成医療)

身体障害を除去または程度を軽減する手術等の医療を必要とし、確実に効果が期待できる場合、指定医療機関で公費による医療を受けることができる制度です。

● 対象者

18歳未満で身体に障害のある方

● 自己負担

原則 1 割。本人および本人と同じ健康保険に加入している方の所得に応じて月額自己負担上限額が決まります。



重度心身障害児(者)医療費助成制度

問:住民課(吉備) 0737-22-3271(TEL) / 0737-52-7066(FAX)

重度の心身障害児(者)の経済負担を軽減し、健康と福祉の増進を図るための医療費を助成する制度です。

● 対象者

町内に在住する以下のいずれかの方

- ・ **身** 1・2 級
- ・ **身** 3 級かつ町民税非課税
- ・ **知** A1・A2
- ・ **精** 1 級
- ・ 特別児童扶養手当 1 級の支給要件児童

※65 歳の誕生日以降に上記要件に該当するようになった方は対象外です。

● 助成対象医療費

保険診療の自己負担分(**身** 3 級の交付を受けている方は入院に係る医療費のみ対象)

※保険診療の対象とならない医療費や差額ベッド代などは対象外です。



医療

後期高齢者医療制度(障害認定)

問:住民課(吉備) 0737-22-3271(TEL) / 0737-52-7066(FAX)

対象となる場合は、加入中の健康保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入できます。

● 対象者

65 歳以上 75 歳未満で以下のいずれかに該当する方

- ・ **身** 1～3 級、4 級の一部
- ・ **知** A1・A2
- ・ **精** 1・2 級
- ・ 障害年金 1・2 級

● 自己負担

医療費の 1 割または 2 割もしくは 3 割



就労の安定のために

相談窓口

● 公共職業安定所

問：ハローワーク 0737-64-1144(湯浅) / 073-483-8609(海南)

担当の専門官が配置されていて、就職のあっせんから就職後のアフターケアまで一貫したサービスを受けられます。

● 障害者職業センター

問：和歌山県障害者職業センター 073-472-3233

職業能力の評価をはじめ、障害の種類・程度に応じた職業相談や指導、さらに就職後のアフターケアまでを支援します。また、事業主に対しては、職業管理、作業施設の改善に関する相談や助言などを総合的に実施します。

● 障害者就業・生活支援センター

問：わーくねっと(紀中) 0738-23-1955

るーと(海草圏域) 073-483-5152

関係機関と連携を取りながら、就業およびそれに伴う生活に関する指導や助言、就業準備訓練のあっせんなど、職業生活における自立を図るために必要な支援を実施しています。

有田川町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

問：やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

障害者優先調達推進法により、町として取り組むことを方針として掲げ、就労継続支援事業所などからの物品などの調達に努めます。毎年、前年の実績を上回ることを目指して全庁的に取り組んでいます。

有田圏域就労継続支援事業所(A型・B型)

	事業所名	所在地	電話番号
B型	おもと園	有田川町長谷川 321-1	32-2370 32-3465(FAX)
	カフェ&ベーカリー オリーブ	有田川町熊井 759-1	52-8565 52-8568(FAX)
	きら 晃共同作業所	有田川町垣倉 259	22-4505
	コスモス作業所	有田川町庄 1040-6	52-8560 23-7761(FAX)
	早月農園	有田川町尾上 13-1	34-2008 34-2228
	ふれあい作業所	有田川町徳田 1417	22-7117 22-7118(FAX)
	まごころランド	有田川町上中島 859-1	52-6789 53-3008(FAX)
	あがら AGALA	有田市箕島 13-2	22-4974(FAX兼用)
	あおぼ	有田市糸我町西 560-1	20-5084 20-4011(FAX)
	ひまわり作業所	有田市初島町浜 1756-1	83-2298 82-1998(FAX)
	ルーツ	有田市港町 90-3	82-0607 82-0608(FAX)
	つくし共同作業所	湯浅町栖原 187-1	64-1866 64-1867(FAX)
	希望の道	広川町広 323-1	63-0313 62-5119(FAX)
	きらら工房	広川町広 78	63-3394(FAX兼用)
	ようそろ	広川町広 578-1	22-4609

※令和5年4月1日時点でA型は有田圏域にはありません。



就労の安定のために



暮らしを便利に

駐車区画利用証

問:やすらぎ福祉課(金屋)
0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

障害のある方や難病患者など移動に配慮を要する方々が使いやすい駐車の仕事として公共施設などにおける障害者等用駐車区画を利用するための利用証を交付して駐車区画の適正な利用を図る制度です。

● 対象者

以下のいずれかに該当する方が対象です。
妊産婦など障害以外の要件もあります。

- ・ **身**の一部(対象とならない障害・等級があります)
- ・ **知** A1・A2
- ・ **精** 1級
- ・ 難病

● 有効期限

発行日から5年間

駐車禁止除外指定車標章

問:湯浅警察署 0737-64-0110(TEL)

公安委員会が交付する標章を掲出することにより、道路標識などにより駐車を禁止した場所または時間制限駐車区間の駐車禁止規制の対象から除外されます。

ヘルプマーク

問:やすらぎ福祉課(金屋)
0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

内部障害や難病の方など、配慮を必要としていることが外見からはわからない方がいます。そうした方々が、周囲から配慮を必要としていることを知らせるものです。

手話通訳者・要約筆記者派遣

問:やすらぎ福祉課(金屋)
0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

聴覚に障害のある方が、公的機関や医療機関などへ赴くために手話通訳・要約筆記者が必要な場合、要請があれば手話通訳者・要約筆記者を派遣します。派遣にはあらかじめ申請が必要です。

電話リレーサービス

問:(一財)日本財団電話リレーサービス

聞こえない人と聞こえる人との会話を通訳オペレーターが手話または文字と音声で通訳して電話ができるサービスです。利用する場合はあらかじめ登録が必要です。

電話リレーサービス ▶
ホームページ



町営住宅入居

問:建設課(吉備)
0737-22-3281(TEL) / 0737-52-7822(FAX)

応募者が募集戸数を超えたとき、身体障害者などを優先し入居者を選定します。ただし、入居者の心身の状況または世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に住居の安定を図る必要に限ります。

県営住宅入居

問:和歌山県住宅供給公社 073-425-6885(TEL)
和歌山県建築住宅課 073-441-3210(TEL)

入居申し込み時に優遇措置を受けられる場合があります。

● 対象

- ・ **身** 4級以上
- ・ **知** A1・A2・B2
- ・ **精** 1・2級



暮らしを便利に

災害時要配慮者制度

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

災害発生時に一人で避難することが困難な高齢者や障害のある方に対して、地域のみなさまの協力(共助)の中で、安全かつ速やかに行われる支援体制を構築するために「災害時要配慮者支援制度」を実施しています。

● 対象者

以下のいずれかに該当する在宅の方が対象となります。また、避難支援に係る個人情報や避難支援等関係者へ提供することへの同意が必要です。

- ・ **身** 1・2 級
- ・ **知** A1・A2
- ・ **精** 1 級
- ・ 特定疾病医療受給者証をお持ちの難病
- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者児

● 登録方法

やすらぎ福祉課、または各自治会・民生児童委員・自主防災組織代表者までご連絡ください。その後、役場から調査員がご自宅を訪問し、申請書の作成をお手伝いし、登録を行います。登録された名簿は、各自治会など避難支援等関係者に提供し、地域の防災活動に役立てられます。

ろう者安否確認メール

問:やすらぎ福祉課(金屋) 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

和歌山県北部で震度5弱以上の地震発生時に、自身で状況を伝えるのが困難な方にメール配信を行い、状況を把握して必要な支援を行います。

● 対象者

- ・ 有田川町避難行動要支援者名簿に登録されているろう者
- ・ 有田川町在住の手話通訳者(支援者)

一人暮らし老人等あんしんシステム(緊急通報)

問:長寿支援課(金屋) 0737-22-4502(TEL) / 0737-32-9761(FAX)

一人暮らし老人などが地域で自立した生活を継続させるため、相談や緊急時に迅速かつ適切な対応・救助をするためのシステムです。「あんしんシステム※」を貸与により設置し、緊急時などに非常ボタンを押せば、専門の看護師に繋がり、近隣協力者や消防署に救助などを要請します。

※利用者の瑕疵などによる破損や故障などについては費用を負担いただく必要があります。

● 対象者

- ・ 有田川町在住の70歳以上の一人暮らしの方で、同じ地域に子または孫がいない方
- ・ 介護保険の要介護認定で「要支援」または「要介護」の認定を持たれている方
- ・ 緊急事態に機敏に動けない方や常時注意すべき慢性疾患を有している方



NET119・メール・FAX 緊急通報制度

問:消防本部 0737-52-5950(TEL) / 0737-52-5952(FAX)

電話での 119 番通報が困難な方が NET119 またはメール、FAX で通報できる制度です。

● 対象者

有田川町に在住している方で聴覚、音声および言語機能障害などにより会話が困難な方。

※メールのみ、有田川町に通勤・通学している方も登録ができます。

● 登録方法

いずれの手段も事前に登録が必要ですので、申請書に必要事項を記入し、障害者手帳を持参のうえ、消防本部または清水消防署へ提出ください。詳細は、有田川町ホームページをご確認ください。

防災行政無線戸別受信機(文字表示装置付)の貸与

問:総務課(吉備) 0737-22-3291(TEL) / 0737-52-3210(FAX)

聴覚に障害があり、防災行政無線を聞くことができない方のために、文字表示装置付戸別受信機を無償貸与します。

● 対象者

有田川町在住で、**身**2級(聴覚障害)の交付を受けた方が同居する世帯

● 手続き

申請が必要ですので、申請書に必要事項を記入・押印、**身**を持参のうえ、総務課まで提出ください。

郵便等による不在者投票

問:総務課(吉備) 0737-22-3291(TEL) / 0737-52-3210(FAX)

身体障害者手帳をお持ちの以下の対象に該当する選挙人の方は、郵便などによる不在者投票が認められています。

● 対象者

- ・ **身**1・2級(両下肢・体幹・移動機能障害)
- ・ **身**1～3級(内部機能障害)

● 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、投票時に必要となる「郵便等投票証明書」の交付を申請します。

● 投票手続き

お早めに選挙管理委員会(総務課内)に投票用紙など必要書類を請求し、投票日の前日までに郵送などによって選挙管理委員会に送付してください。



成年後見制度

問：権利擁護センター ありだがわ 0737-23-8800(TEL) / 0737-52-4222(FAX)

知的または精神に障害のある方などで、判断能力が不十分で、財産管理や身上監護(障害者施設への入所・退所)についての契約や遺産分配などの法律行為などを自分で行うことが困難な方を保護し、支援する制度です。

● 法定後見人と任意後見人

家庭裁判所が成年後見を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。「法定後見」は判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」に区別され、「任意後見」は本人の判断能力が十分なうちに、任意後見受任者と契約を結び、判断能力が不十分な状況になったときに備えるものです。

● 申立要件

本人、配偶者や4親等以内の親族、弁護士、司法書士、社会福祉士などの支援者が申し立てを行います。また、本人・配偶者や4親等以内の親族による申し立てが期待できず、放置できない状況の場合、町長が申し立てを行います。

法人後見制度

問：有田川町社会福祉協議会 0737-52-8886(TEL) / 0737-52-4222(FAX)

知的・精神障害によって物事を判断する能力が十分でない方を対象に社会福祉協議会が本人の権利を守る援助者(成年後見人など)となり、本人を法律的に支援します。利用料は家庭裁判所が決めた額が本人負担となります。

110番アプリシステム

問：警察庁 03-3581-0141 (TEL)

聴覚に障害のある方など、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報できるシステムです。利用には事前に登録が必要です。

● 対象者

聴覚、音声および言語機能障害などにより会話が困難な方。





相談機関

相談窓口

- やすらぎ福祉課 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

身体障害や知的・発達障害、精神障害のある方やその家族から相談を受け、必要な援助、措置などを行う窓口です。日常生活や社会活動を行う上で困っている場合は、いつでも相談できます。

- 健康推進課 0737-22-4503(TEL) / 0737-32-3644(FAX)

湯浅保健所などと連携した事業や障害のある方などの相談事業を行っています。

そだちの相談	発達相談員による子育てに関する相談をしています。※要予約
療育相談	理学療法士による運動発達の指導や助言をしています。 ※要予約
「見え」「聞こえ」の相談	盲学校や聾学校の相談が受けられます。※要予約
精神デイケア	精神障害のある方を対象に、情報共有、仲間づくり、閉じこもり予防を目的にレクリエーション、調理実習や座談会を行っています。
訪問事業	障害のある方などを対象に、生活支援や受診推奨などを目的に実施しています。

- 家庭支援総合センター(健康推進課内) 0737-22-4503(TEL) / 0737-32-3644(FAX)

「どこに」「だれに」相談すればいいかわからない…。そういった悩みや相談に対し、しっかり寄り添いながらセンターの相談員がお話を受け止め、そのうえでこれからの方向性を一緒に考え、アドバイスや情報提供、様々な支援機関へつないだり、連携を取ったりしながら、問題解決や次への一歩をサポートします。

- 地域包括支援センター(長寿支援課内) 0737-22-4502(TEL) / 0737-32-9761(FAX)

高齢者に関する健康・介護・福祉・虐待・消費者被害などあらゆるお悩みや困りごとの相談に対応します。また、介護予防や認知症の方の支援にも取り組んでいます。

- 子育て支援センター 0737-52-5474(TEL)

0歳から就学前の児童がいる方の子育ての応援や支援をしています。子育てに関する悩み事相談や保護者同士での交流の場の提供などを行っています。



● **教育委員会** 0737-22-4512(TEL) / 0737-32-4827(FAX)

学校教育における指導方針:「一人ひとりの確かな成長を支える教育の充実」

- ・ 在籍するすべての子どもの成長を担保することを大切に、個に応じた取り組みを推進し、指導方法と評価の研究を進めます。
- ・ 障害のある児童一人ひとりの教育ニーズを専門機関と連携して適切に把握し、「個別の指導計画」等を作成し、統計的・継続的な指導によって学力向上と自立する力の育成に努めます。
- ・ 特別支援教育についての研修を充実させ、校内体制の一層の充実を図ります。
- ・ 保護者負担を軽減する目的の就学奨励費支給事業等(所得により支給に制限があります。)がありますのでご相談ください。

● **民生委員・児童委員**

地域のつながりが希薄になり、困っている人が相談できずに孤立し、必要な支援を受けられないというケースが増えています。その中で、民生委員・児童委員は地域住民の一員としてみなさんと同じ町で生活しながら、みなさんの立場に立って心配ごとや困ったことを解決するお手伝いをしています。

● **相談室「ブルーム」** 0737-52-8002(TEL:きびドーム直通)

「ブルーム」では、臨床心理士が子育てに悩んでいるお父さん・お母さん、学校生活で悩んでいる子どもの相談に応じます。ひとりで悩まずに、まずは相談してみませんか？

○ **対象**

有田川町内の保育所や学校に通っている児童・生徒およびその保護者

○ **開設場所・時間**

きびドーム 2階 毎週木・金曜日 午前 8:30～午後 5:15

○ **申込方法**

事前に予約が必要ですので、相談室「ブルーム」・こども教育課(金屋)・学校または保育所までお申し込みください(1回 50分)。なお、相談中は電話に出られませんのでご了承ください。

● **和歌山県子ども・女性・障害者相談センター** 073-445-5311(TEL・FAX)

医学的、心理学的、職能的な専門分野の判定および更生相談を行い、適時に各地で巡回相談を実施します。また、地理的条件の不便な重度障害者に対して訪問診査も行います。



● 身体障害者相談員・知的障害者相談員

身体障害者・知的障害者の身近な問題について相談に応じるとともに、町などの関係機関と連携を図ることで、問題などの解決に協力してくれます。

	氏名	住所	連絡先
身体障害者 相談員	加登 淳子	有田川町下津野 887-2	52-7037(FAX)
	神山 範夫	有田川町伏羊 269	34-2133
	木内 宣子	有田川町二川 404	23-0585
知的障害者 相談員	榎本 幸雄	有田川町小川 515	32-2598
	山崎 貞子	有田川町水尻 1187-1	52-3723

※相談員の任期は2年間のため、変更となっている場合があります。

● 有田川町障害者虐待防止センター 0737-22-4501(TEL) / 0737-32-3575(FAX)

障害者への虐待は、絶対あってはならないことです。虐待を身近な問題としてとらえ、個人および社会としての予防や早めの対応に努めなければなりません。障害者虐待防止には、虐待に気づいた方の通報義務も定められています。以下のような虐待を発見した方や虐待を受けた方は窓口へ通報してください。

- ・ 身体的虐待(殴る・蹴るなど)
- ・ 心理的虐待(怒鳴る・無視するなど)
- ・ 性的虐待(わいせつな話をする・映像を見せる)
- ・ 放棄・放任(十分な食事を与えない・医療サービスを受けさせない)
- ・ 経済的虐待(年金や賃金を渡さない・勝手に財産を使う)

● 権利擁護センターありだがわ 0737-23-8800(TEL) / 0737-52-4222(FAX)

知的障害や精神障害があり判断力が不十分であるため、将来の生活のことやお金の管理のことで不安がある方を支援します。必要に応じて、法定または任意後見制度や福祉サービスなどを利用するための手続きのお手伝いをします。

● 相談支援事業

○ 有田圏域基幹相談支援センター あねつと 0737-52-7790 / 0737-52-7719(FAX)

有田圏域にお住まいの障害者、そのご家族や支援されている方が安心して生活できるよう、一緒により良い方法を考えていくための相談支援を行っています。



○ 委託相談支援事業所

障害児者の生活に関する様々な相談に対して援助を行います。在宅サービスの利用援助や社会資源の紹介などの相談窓口です。

事業所	所在地	連絡先
有田圏域障害児者相談支援事業所ゆい	有田川町角 75-1	52-7702 52-7719(FAX)
有田地域生活支援センターつくし	有田川町熊井 759-1	52-6161 52-8568(FAX)

○ 指定特定相談事業所・障害児相談事業所

福祉サービス、児童福祉法によるサービスを利用する方は、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画が必要となります。

事業所	所在地	連絡先	計画 相談	障害児 相談
有田川町社会福祉協議会 相談支援事業所	有田川町角 75-1	52-8886 52-4222(FAX)	○	-
有田圏域障害児者相談支援 事業所ゆい	有田川町角 75-1	52-7702 52-7719(FAX)	○	○
有田地域生活支援センター つくし	有田川町熊井 759-1	52-6161 64-1867(FAX)	○	○
おひさま相談支援室	有田川町奥 104-1	23-7739 23-7673(FAX)	○	○
相談支援センター まごころランド	有田川町上中島 859-1	52-6789 53-3008(FAX)	○	○
相談支援事業所あゆむ	有田川町天満 306 ル・チェソラーレⅢ101	23-7228 23-7238(FAX)	○	-
さくらんぼ相談支援室	有田市宮原町東 215	22-8572 23-8252(FAX)	○	○
相談支援センターひまわり	有田市初島町浜字砂 浜 1756	83-2298 82-1998(FAX)	○	○
相談支援事業所 AOAQUA	有田市箕島 22-1	83-5833 83-5838(FAX)	○	○
相談支援事業所 希望の橋	湯浅町湯浅 2290-5 ヴェルナルゆあさ 305	62-5119 (FAX 兼用)	○	○





その他

団体

- 有田川町障がい児者父母の会

会員は障害児者をもつ父母と、その障害児者の方々と構成され、会員相互の情報交換の場であると共に障害児者の福祉増進を図ることを目的としています。主な活動は「交流事業」・「療育事業(1泊2日や日帰りの旅行)」・和歌山県主催の「親子のつどい」などです。

- 有田川町身体障害者福祉連盟

身体障害者と団体の活動に賛同する人で構成されています。身体障害者の住みよい社会をつくり、福祉増進を図ります。主な活動は歩行訓練や障害者スポーツ体験などです。

講習会

- 手話講習会

ろう者にとって、手話は大切なコミュニケーション手段のひとつです。「初心者クラス」「ステップアップクラス」「こどもクラス(中学生以下)」のレベルに沿った3つのクラスを開講しています。

- 手話奉仕員養成講座

手話奉仕員とは、市町村が開講する講座を修了した手話に関するボランティアです。有田郡市共同で入門課程・基礎課程を開講しています。

法令

- 障害者差別解消法

この法律では、障害を理由に、他の人と異なる取り扱いをすることを禁止しています。また、障害のある人から何らかの対応を求められたときは、社会の中にあるバリアを取り除く配慮を求めています。これにより、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

- 有田川町手話言語条例

手話が言語であるという認識のもと、手話を使いやすい環境をつくるとともに、手話について興味を持ち、理解を深め、聞こえる人も聞こえない人も共生できる社会を実現することを目的とした条例です。

- 有田川町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針 [P.38 参照]

催し

- やすらぎふれあいフェスタ

障害の理解・啓発および障害者の生きがいづくりの促進と地域の方との交流を目的に毎年開催しています。



施設など

● 視覚障害者情報提供施設

無料または低額な料金で、点字刊行物が閲覧できます。

和歌山点字図書館	和歌山市手平 2-1-2 県民交 流プラザ和歌山ビッグ愛 5 階	073-488-5721 073-488-5731(FAX)
----------	-------------------------------------	-----------------------------------

● 聴覚障害者情報提供施設

無料または低額な料金で、聴覚障害者に情報の提供や生活相談などを行う施設です。

和歌山県聴覚障害者情報センター	和歌山市手平 2-1-2 県民交 流プラザ和歌山ビッグ愛 6 階	073-421-6311 073-421-6411(FAX)
-----------------	-------------------------------------	-----------------------------------

● 発達障害者支援センター

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などの発達障害児(者)に関する相談支援や療育支援などを行っています。

和歌山県発達障害者支援センター ポラリス	和歌山市葵町 3-25	073-413-3200 073-413-3020(FAX)
----------------------	-------------	-----------------------------------

● 身体・知的障害者更生相談所

身体障害者の更生援護、補装具の処方および適合判定、知的障害者(18 歳以上)の福祉に必要な医学的・心理的および職能的な判定、家庭その他からの相談と指導を行っています。

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山市毛見 1437-218	073-445-7314 073-446-0036(FAX)
----------------------	-----------------	-----------------------------------

● 精神障害者のための施設

精神保健福祉に関する総合的技術センターとして、保健所や地域の関係機関に対して技術的協力や教育研修、広報普及、調査研究、精神保健福祉相談、組織育成などを行っています。

和歌山県精神保健福祉センター	和歌山市手平 2-1-2 県民交 流プラザ和歌山ビッグ愛 2 階	073-435-5194 073-435-5193(FAX)
----------------	-------------------------------------	-----------------------------------

● 芸術・文化・スポーツ

障害者の芸術や文化、スポーツなど活動に関して、活性化を図り、社会参加の促進や障害者福祉の向上のための支援を行っています。

和歌山県障害者スポーツ協会	和歌山市毛見 1437-218	073-445-7314 073-446-0036(FAX)
障害者芸術文化活動支援センター わがらあと	西牟婁郡上富田町岩田 2456-1	0739-34-2808 0739-47-6645(FAX)



その他

● 高次脳機能障害支援普及事業支援拠点機関

高次脳機能障害に関する普及を行うとともに、相談支援業務を行う機関です。

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター(障害者支援課)	和歌山市毛見 1437-218	073-445-5311 073-446-0036(FAX)
------------------------------	-----------------	-----------------------------------

● 和歌山県難病・子ども保険相談支援センター

療養生活や日常生活などにおいて、さまざまな不安や困難を抱える難病患者や難病などの長期に療養を要する子どもとその家族の相談に応じ、必要な支援を行う機関です。

和歌山県難病・子ども保険相談支援センター	和歌山市紀三井寺 811-1 和歌山県立医科大学付属病院 3階	073-445-0520 073-445-0603(FAX)
----------------------	---------------------------------------	-----------------------------------

障害に関するマーク

障害に関係するマークの一例を紹介します。これらのマークを見かけたときは、利用などに関して配慮・理解をいただき、思いやりのある行動を心がけてください。



その他

● 和歌山県障害者等用
駐車区画利用証



公共施設などの駐車場にある障害者等用駐車区画に駐車する場合に提示する利用者証です。
障害者だけでなく、妊産婦やケガにより歩行困難な方も利用できます。

● 身体障害者標識
(身体障害者マーク)



肢体不自由であることを免許に条件付けされている方が車に表示するマークです。(努力義務)
危険防止などのとき以外は、無理な割り込みや追い越しはしないようにしてください。

● ヘルプマーク



聴覚障害や内部障害など外観から分からなくても援助や配慮を必要としている方が周囲に知らせることのできるマークです。
障害者だけでなく、妊娠初期の方も利用できます。

● 聴覚障害者標識
(聴覚障害者マーク)



肢体不自由であることを免許に条件付けされている方が車に表示するマークです。(義務)
危険防止などのとき以外は、無理な割り込みや追い越しはしないようにしてください。

● 障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物・施設であることを表す世界共通のシンボルマークです。車椅子を利用する方だけでなく、全ての障害者が対象です。

● 盲人のための国際シンボルマーク



視覚障害者のことを考慮した施設などに付けられる世界共通のシンボルマークです。信号機や国際点字郵便物などで身近に見かけられます。

● ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。盲導犬・介助犬・聴導犬を同伴している人が困っている様子を見かけたら、積極的に手助けしてください。

● オストメイト用設備/オストメイト



がんなどで人工肛門・膀胱を造設している障害者をオストメイトといい、オストメイトのための設備(トイレなど)があることおよびオストメイトであることを表しています。

● ハート・プラス マーク



「身体内部に障害がある人」を表しています。優先席に座りたいなどの希望があっても、外見からは分かりにくいため誤解を受けることがあります。見かけたときは配慮をお願いします。

● 「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク



「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルです。白杖を頭上 50cm 程度掲げて SOS シグナルを示している人を見かけたら、進んで声をかけましょう。

● 耳マーク



聞こえが不自由なこと、および聞こえにくい人・聞こえない人への配慮を表すマーク。ゆっくりはっきり話したり、筆談したり、身振りで表すなど配慮をお願いします。

● ヒアリングループマーク



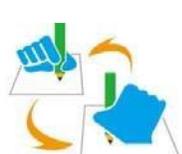
補聴器や人工内耳に内蔵されている T コイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。

● 手話マーク



聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときや施設や窓口で手話での対応ができるときに掲示します。聞こえない人から提示されたときは、手話などでの対応をお願いします。

● 筆談マーク



聞こえない人・音声言語障害者などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに掲示します。このマークを提示されたときは筆談で分かりやすく伝える配慮をお願いします。



その他

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級別	肢 体 不 自 由					視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害	
	上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害			聴 覚 障 害	平 衡 機 能 障 害
				上肢機能	移動機能			
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの		
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(4分の1視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ两眼中心視野角度(2分の1視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ两眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をシヨバー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ两眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ两眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害



その他

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)



その他

級別	肢体不自由					視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害	
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害			聴覚障害	平衡機能障害
				上肢機能	移動機能			
4級	<p>1 両上肢のおや指を欠くもの</p> <p>2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの</p> <p>4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの</p> <p>7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの</p> <p>8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害</p>	<p>1 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</p> <p>4 一下肢の機能の著しい障害</p> <p>5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの</p> <p>6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの</p>		<p>不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)</p> <p>2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの</p> <p>3 両眼開放視認点数が70点以下のもの</p>	<p>1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話言葉を理解し得ないもの)</p> <p>2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの</p>	
5級	<p>1 両上肢のおや指の機能の著しい障害</p> <p>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害</p> <p>3 一上肢のおや指を欠くもの</p> <p>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</p>	<p>1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</p> <p>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</p>	<p>体幹の機能の著しい障害</p>	<p>不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの</p>	<p>不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの</p>	<p>1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</p> <p>2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</p> <p>3 両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの</p> <p>5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p>	<p>平衡機能の著しい障害</p>	



その他

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの



その他

級別	肢体不自由				視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		聴覚障害	平衡機能障害	
				上肢機能				移動機能
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの			

- 1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



その他

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害



その他

発行・編集

有田川町役場福祉保健部やすらぎ福祉課

〒643-0153 和歌山県有田郡有田川町中井原 136-2

TEL:0737-22-4501(直通)

FAX:0737-32-3575